

社会福祉法人 名古屋キリスト教社会館 定 款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、キリスト教精神に基づき、多様なサービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、また、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1） 第二種社会福祉事業

- （イ） 障害児通所支援事業の経営
- （ロ） 保育所の経営
- （ハ） 老人デイサービス事業の経営
- （ニ） 放課後児童健全育成事業の経営
- （ホ） 障害福祉サービス事業の経営
- （ヘ） 一般相談支援事業の経営
- （ト） 特定相談支援事業の経営
- （チ） 障害児相談支援事業の経営
- （リ） 移動支援事業所の経営
- （ヌ） 隣保事業の経営
- （ル） 地域子育て支援拠点事業の経営
- （ヲ） 一時預かり事業の経営
- （ワ） 子育て援助活動支援事業の経営
- （カ） 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(名称)

第2条 この法人は社会福祉法人名古屋キリスト教社会館という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの向上並びに事業経営透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を愛知県名古屋市南区三吉町6丁目17番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員13名以上17名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員2名、外部委員1名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を尊守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項一号に規定するものをいう。以下同じ。）合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が、500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に、議長を置き、議長は、その都度互選する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分

- (8) 基本財産の処分
- (9) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (10) 公益事業に関する重要事項
- (11) 解散
- (12) 社会福祉充実計画の承認
- (13) その他の評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定期評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合を開催する。

(招集)

第13条 評議員会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、候補者ごとに第1項の決議を行われなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印することもできる。

第4章 役員及び並びに職員

(役員の人数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上11名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第18条 社会福祉法第四十四条第六項を尊守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第四十四条第七項を厳守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊関係にある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、3ヵ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を防げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員及の報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会におい

て、選任並びに解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(責任の免除)

第25条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害については社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第26条 理事（理事長、業務を執行したその他の理事又は該当社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が、任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、該当非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金5万円以上で責任限定契約書においてあらかじめ定めた金額と社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項第二号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事の選定及び解職

(召集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が該当提案について異議を述べたときは除く）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
もしくは、当該理事会に出席した理事長及び監事が、議事録に記名押印することもできる。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産及び公益事業財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
- (1) 名古屋市南区三吉町6丁目20番地、17番地、18番地、19番地、21番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 菜の花保育園及びデイサービス友棟1棟 延床面積 1545.17m²
- (2) 名古屋市南区三吉町6丁目17番地、18番地、19番地、20番地、21番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 南部地域療育センターそよ風棟1棟 延床面積 1628.01m²
- (3) 名古屋市南区三吉町6丁目17番所在の菜の花保育園及びデイサービス友棟及び南部地域療育センターそよ風棟 敷地1筆 733.88m²
- (4) 名古屋市南区三吉町6丁目18番所在の菜の花保育園及びデイサービス友棟及び南部地域療育センターそよ風棟 敷地1筆 413.22m²
- (5) 名古屋市南区三吉町6丁目19番所在の菜の花保育園及びデイサービス友棟及び南部地域療育センターそよ風棟 敷地1筆 604.95m²
- (6) 名古屋市南区三吉町6丁目20番所在の菜の花保育園及びデイサービス友棟及び南部地域療育センターそよ風棟 敷地1筆 366.94m²
- (7) 名古屋市南区三吉町6丁目21番所在の菜の花保育園及びデイサービス友棟及び南部地域療育センターそよ風棟 敷地1筆 396.69m²
- (8) 名古屋市南区元柴田東町二丁目6番所在 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根11階建 エスポア柴田5階部分 ホーム社会館(うらら) 延床面積 82.27m²
- (9) 名古屋市南区元柴田東町二丁目6番 エスポア柴田503号室所有権 1004.94m²のうち19万2979分の8584
- (10) 名古屋市南区要町一丁目20番地・21番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 活動センターねーぶるほか棟 延床面積 966.51m²
- (11) 名古屋市南区要町一丁目20番地所在の活動センターねーぶるほか棟 敷地 314.04m²
- (12) 名古屋市南区要町一丁目21番地所在の活動センターねーぶるほか棟 敷地 314.04m²
- (13) 名古屋市南区鳴浜町三丁目56番所在のホーム社会館棟 敷地 130.87m²
- (14) 名古屋市緑区相原郷二丁目1102番所在の子どもセンターみどり棟 敷地 320.00m²
- (15) 名古屋市南区天白町三丁目3番地10、4番地7所在の木造瓦葺2階建ホーム

のどか棟

	延床面積	1 1 3 . 4 1 m ²
(16) 名古屋市南区天白町三丁目3番10所在のホームのどか棟 敷地	7 1 . 2 3 m ²	
(17) 名古屋市南区天白町三丁目4番7所在のホームのどか棟 敷地	3 6 . 2 3 m ²	
(18) 名古屋市南区天白町一丁目20番11所在の鉄骨造陸屋根3階建社会館東館棟 延床面積	6 2 6 . 9 2 m ²	
(19) 名古屋市南区天白町一丁目20番地11所在の社会館東館棟 敷地	4 0 9 . 0 5 m ²	
(20) 名古屋市南区三吉町六丁目22番1所在の駐車場 敷地	1 5 7 . 0 2 m ²	
(21) 名古屋市南区三吉町六丁目22番2所在の駐車場 敷地	2 7 7 . 6 8 m ²	
(22) 名古屋市南区三吉町六丁目22番3所在の駐車場 敷地	1 2 0 . 6 5 m ²	
(23) 名古屋市千種区猫洞通1丁目15番地所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ 銅板ぶき・陸屋根2階建東部地域療育センターぽけっと棟 延床面積	1 7 5 0 . 7 8 m ²	
(24) 名古屋市南区三吉町六丁目8番地26所在の多世代交流西館棟 敷地	5 6 3 . 9 5 m ²	
(25) 名古屋市南区源兵衛町五丁目18番10所在の多世代交流西館棟 敷地	5 4 . 6 9 m ²	
(26) 名古屋市南区三吉町六丁目8番地26所在の鉄骨造陸屋根3階建多世代交流 西館棟 延床面積	8 1 1 . 8 7 m ²	

- 3 運用財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業財産は、第40条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第33条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときには、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、名古屋市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、名古屋市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保にする場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書、については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事総数（現在数）三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の付属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第38条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第40条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 「愛育診療所」の経営

- (2) 居宅介護支援事業の経営
 - (3) 高齢者配食サービス事業「ゆうの里」の経営
 - (4) 「南区障害者基幹相談支援センター」の経営
 - (5) 「あいの風診療所」の経営
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(剩余金が出た場合の処分)

第41条 前条の規定によって行う事業から剩余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第8章 解散

(解散)

第 42 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第一項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに 帰属する。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第 44 条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第 45 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、名古屋市長の認可（社会福祉法第四十五条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を名古屋市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、社会福祉法人名古屋キリスト教社会館の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 47 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

(附則)

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理 事 長 田 島 正 人

理 事	ブルース・マッチ	J・カグスウエル
	笠 谷 保太郎	木 島 徳 治
	小 崎 忠 雄	水 野 宏 健
	水 野 実 厳	武 藤 男 江
	丹 羽 俊 和	野 本 三 代
	大 柴 豊 脩	錦 新 美
	杉 山 三 雄	杉 原 修 次
	土 岐 林 忠	田 山 田 根
監 事	山 本 美 樹	安 俊 一
	花 村 美 樹	東 俊 一

附 則

この法人の定款は、名古屋市長の認可があった日から施行する。

(平成 29 年 4 月 1 日)